

議員提出第三号議案

奨学金制度の充実等を求める意見書

家庭の教育費負担がかつてなく重くなっている中で、独立行政法人日本学生支援機構の学生生活調査によると、既に大学生の五割超、大学院生の六割超が何らかの奨学金を受給している実態となっている。

我が国の公的な奨学金制度の中心である日本学生支援機構による奨学金は貸与型の奨学金制度であり、その貸与金額の七割超が年三％を上限とする利息付の奨学金（第二種奨学金）となっている。

近年、貸与者数及び貸与金額が増加を続ける一方で、学生の就職難や非正規労働の増加などから、卒業後も生活が苦しく、奨学金を返還できない若者が急増している。同機構は返還期限の猶予や減額返還などの制度を設けているが、民間サービサー（債権回収会社）による過酷な債権回収などが社会問題ともなっている。

よって、国会及び政府におかれては、学習意欲と能力のある若者が家庭の経済状況にかかわらず進学し、安心して学業に専念できる環境をつくるため、次の事項について対策を講じるよう強く求める。

- 一 政府で検討されている新たな所得連動返還型奨学金制度の早期実施とあわせて、給付型奨学金制度の創設に向け、財源を初めとする諸課題の解決に向けた検討を早急に行うこと。
- 二 無利子奨学金を充実させ、延滞金制度の加算利息についてはさらに引き下げること。
- 三 返還猶予、返還免除、減額返還などの救済制度の周知と拡充を図り、柔軟に適用させること。

四 大学等の授業料減免制度を充実し、高等教育の学費の引き下げを図ること。
右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十八年三月二十五日

大分県議会議長 田 中 利 明

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	高市早苗殿
文部科学大臣	馳浩殿
内閣官房長官	菅義偉殿